
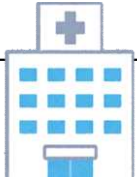


障害者を対象とした福祉医療費助成制度の 所得制限の見直しについて

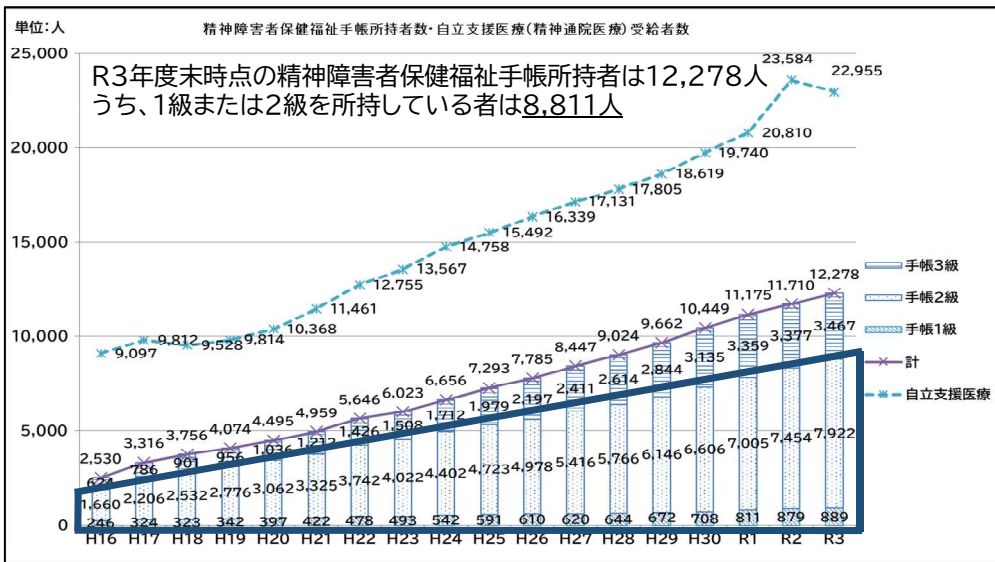
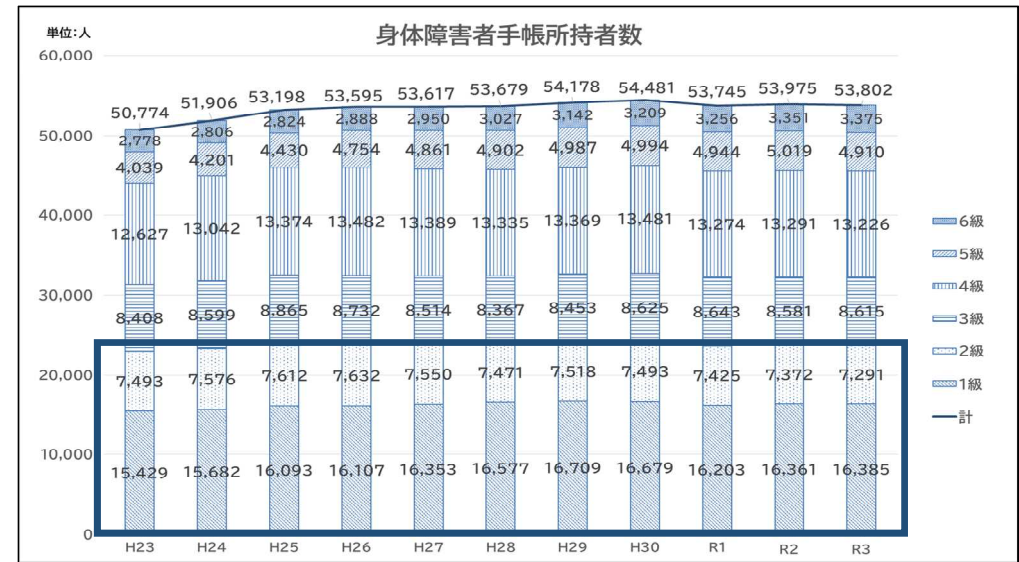
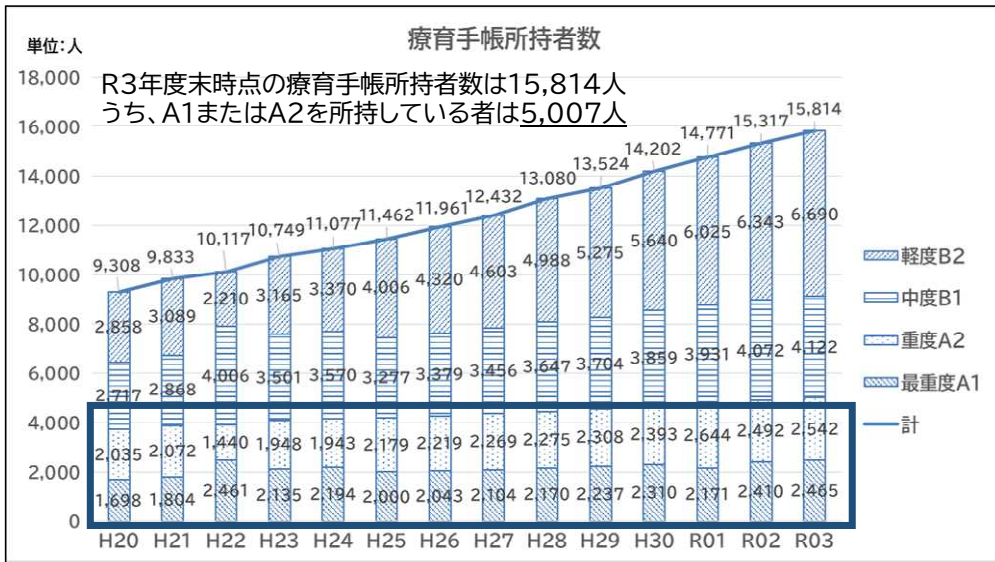
滋賀県

障害者を対象とした医療費助成制度の概要

	重度心身障害者(児・老人) 福祉医療費助成制度 	精神障害者(児・老人) 精神科通院医療費助成制度 
目的	社会的・経済的に恵まれない人々にとって、医療費は経済的・精神的に大きな負担となっていることから、心身障害者の経済的負担を軽減することを目的とした制度【S48～】	地域で生活をする精神障害者にとって、精神科への通院は病状の安定に欠かすことができないものであるという点から、精神科通院医療費の助成を通じて、精神科への一層の受診の促進を図ることを目的とした制度【H14～】
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級または2級 ・療育手帳A1またはA2 ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B2 ・特別児童扶養手当1級 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級 かつ ・自立支援医療(精神通院医療)受給
助成範囲	保険適用される全ての診療科(入院含)	自立支援医療(精神通院医療)が適用される医療
所得制限	1,695千円(老齢福祉年金)	1,695千円(老齢福祉年金)
自己負担額	通院:500円/1レセプト 入院:1,000円/1日、14,000円/月	なし
R3年度実績 (県負担額)	件数:524,399件(年間延べレセプト件数) 医療費:1,022,956千円	件数:107,709件(年間延べレセプト件数) 医療費:74,698千円

※所得制限額は、本人の所得制限額で扶養が0人の場合の額を示す。

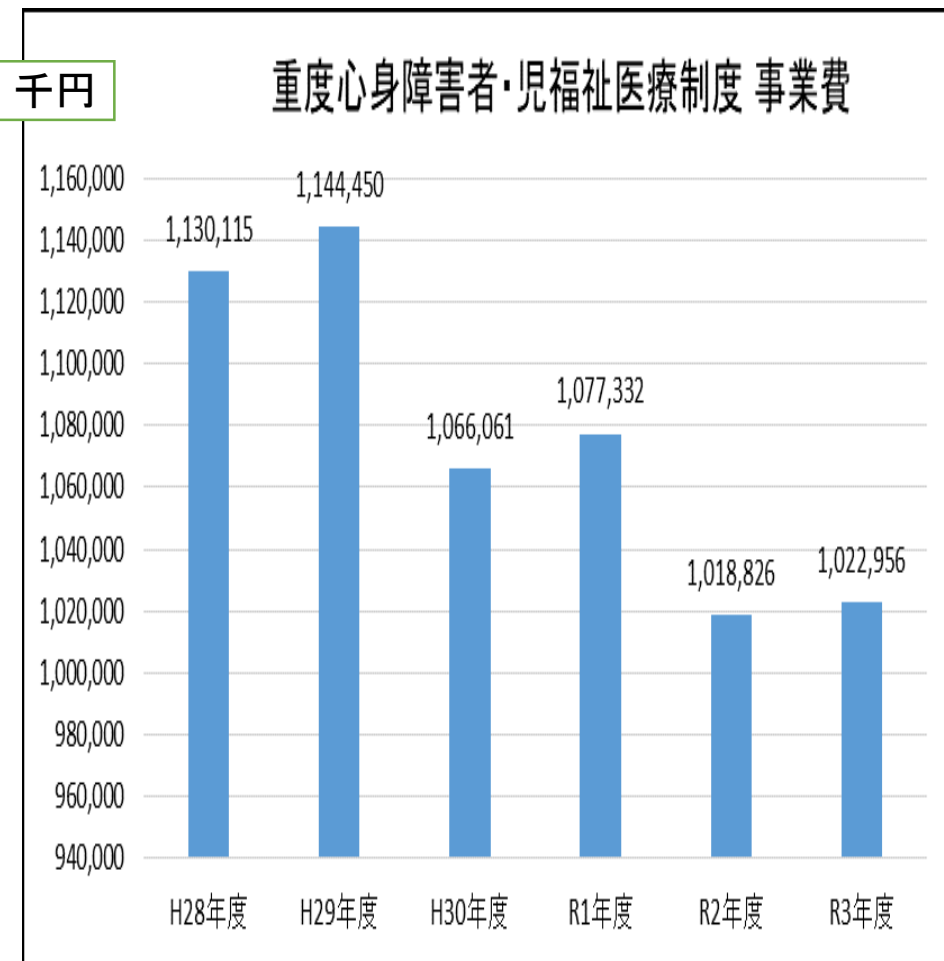
障害者手帳所持者



R3年度末時点の身体障害者手帳所持者数は53,802人
うち、1級または2級を所持している者は23,676人

※各グラフにおける太枠は県制度における対象者を示す。

医療費の推移



県内市町の状況

【R3.10.1時点】

所得制限額 (同様の所得制限額を採用している制度例)	市町数
0円～1,695千円 0円～(老齢福祉年金)	13
1,696千円～3,604千円 (老齢福祉年金超)～(特別障害者手当)	1
3,605千円～4,596千円 (特別障害者手当超)～(特別児童扶養手当)	0
4,597千円～4,721千円 (特別児童扶養手当超)～(障害基礎年金)	2
4,722千円～ (障害基礎年金超)～	0
制限なし	3

※重度心身障害者・児福祉医療費助成制度における県制度と同一の助成対象者の範囲で、本人の所得制限額の場合を示す。

全国の状況

【R4.4.1時点】

所得制限額 (同様の所得制限額を採用している制度例)	都道府県数	
0円～1,695千円 0円～(老齢福祉年金)	13	青森県、秋田県(※1)、福島県、石川県、滋賀県、奈良県、鳥取県、岡山県(※1)、広島県、山口県、徳島県(※1)、大分県、宮崎県(※1)
1,696千円～3,604千円 (老齢福祉年金超)～(特別障害者手当)	19	北海道、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、京都府(※1)、島根県、香川県(※1)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県(※1)
3,605千円～4,596千円 (特別障害者手当超)～(特別児童扶養手当)	6	岩手県、山形県(※2)、千葉県(※2)、岐阜県、兵庫県(※2)、和歌山県
4,597千円～4,721千円 (特別児童扶養手当超)～(障害基礎年金)	1	大阪府
4,722千円～ (障害基礎年金超)～	2	茨城県、富山県
制限なし	6	栃木県、群馬県(R5から所得制限導入予定)、愛知県、愛媛県(※1)、高知県(※1)、鹿児島県(※1)

(※1):対象者が身体・知的のみであり、精神障害者に対する医療費助成制度を実施していない府県を示す。

(※2):採用している所得制限額が自立支援医療(市町村民税所得割額が23.5万円未満)である県を示す。

市町の考え・意見

重度心身障害者(児・老人)福祉医療費助成制度において各市町が希望する所得制限額

【調査日:R3.11.15】

所得制限額	市町数
1,695千円(老齢福祉年金:現行制度)	1
3,604千円(特別障害者手当)	9
4,596千円(特別児童扶養手当)	0
4,721千円(障害基礎年金)	2
4,722千円~	0
制限なし	0
無回答	7

精神障害者(児・老人)精神科通院医療費助成制度において各市町が希望する所得制限額

【調査日:R3.5.20】

所得制限額	市町数
1,695千円(老齢福祉年金:現行制度)	12
3,604千円(特別障害者手当)	6
4,596千円(特別児童扶養手当)	0
4,721千円(障害基礎年金)	1
4,722千円~	0
制限なし	0

所得制限の見直しによる県負担額について(試算)

単位:千円

所得制限額 (同様の所得制限額を採用している制度例)	重度心身障害者(児・老人) 福祉医療費助成制度	精神障害者(児・老人)精神科 通院医療費助成制度
1,695千円(老齢福祉年金:現行制度)	1,077,332	72,604
3,604千円(特別障害者手当)	1,120,946【+43,614】	77,463【+4,859】
約4,360千円(自立支援医療)	1,123,630【+46,298】	77,762【+5,158】
4,596千円(特別児童扶養手当)	1,129,669【+52,337】	78,435【+5,831】
4,721千円(障害基礎年金)	1,141,075【+63,743】	79,705【+7,101】

※昨年度、県医療保険課が実施した調査に基づき本試算を行ったもの。

(重度心身障害者(児・老人)福祉医療費助成制度と精神障害者精神科通院医療費助成制度の増減割合が等しいものと仮定。)

※所得制限額を見直した場合の県負担増加分を示したものであり、市町も同様の負担増となる。

※【】内は現行制度の老齢福祉年金を基準とした場合の増加額を表す。

検討の経過

令和3年2月から令和4年3月までの県と市町の会議(計5回)における検討結果

○ 課題

- ・ 各市町の意見・考えに大きな隔たりがある。
- ・ 所得制限の緩和に伴う影響額は想定より大きく財源の確保が必要である。



引き続き議論を継続し、市町との合意を目指していく。

検討の方向性

【論点】

○重度心身障害者（児・老人）福祉医療費助成制度

- ・ 所得制限の緩和を行うか、行う場合はどの程度まで緩和を行うか
- ・ 精神障害者を本制度の対象として加え、精神科以外通院・全診療科入院を助成対象として拡大すべきか、拡大する場合は精神障害者のどの等級まで対象とすべきか
- ・ 障害者の福祉医療費助成制度の対象として精神障害者の入院を対象とした場合、精神科医療の入院長期化につながらないか

○精神障害者（児・老人）精神科通院医療費助成制度

- ・ 重度心身障害者（児・老人）福祉医療費助成制度の所得制限を緩和した場合に本制度の所得制限をどのように取り扱うか
- ・ 自己負担をどうすべきか

※子どもの福祉医療費助成制度についても引き続き議論をしていく

【スケジュール】

令和4年9月末まで

上記論点について市町の意見を集約

令和4年10月～

市町の意見の整理と当該意見を踏まえた議論